

【表紙】

【提出書類】	半期報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2020年12月25日提出
【計算期間】	第1期中（自 2020年3月31日 至 2020年9月30日）
【ファンド名】	H S B C グローバル・ターゲット利回り債券ファンド2020-03（限定追加型）
【発行者名】	H S B C 投信株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役 金子 正幸
【本店の所在の場所】	東京都中央区日本橋三丁目11番1号
【事務連絡者氏名】	若狭 直美
【連絡場所】	東京都中央区日本橋三丁目11番1号
【電話番号】	代表（03）3548-5690
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

1【ファンドの運用状況】

以下は2020年10月末現在の運用状況です。

また、投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

（１）【投資状況】

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（％）
特殊債券	オランダ	137,357,791	1.56
社債券	アメリカ	4,789,450,822	54.29
	オランダ	665,262,700	7.54
	イギリス	647,392,255	7.34
	フランス	396,366,742	4.49
	カナダ	319,099,554	3.62
	ケイマン	311,427,463	3.53
	スイス	217,637,036	2.47
	オーストラリア	195,347,885	2.21
	イタリア	168,631,413	1.91
	アイルランド	151,715,114	1.72
	ドイツ	137,675,828	1.56
	日本	130,604,554	1.48
	ルクセンブルク	112,706,500	1.28
	インドネシア	112,463,828	1.27
	英ヴァージン諸島	78,438,024	0.89
	メキシコ	56,613,547	0.64
	パナマ	46,084,877	0.52
	ノルウェー	40,748,273	0.46
	リベリア	27,187,828	0.31
小計		8,604,854,243	97.54
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	—	79,544,537	0.90
合計(純資産総額)		8,821,756,571	100.00

その他の資産の投資状況

資産の種類	建別	国／地域	時価合計（円）	投資比率（％）
為替予約取引	売建	—	8,717,897,920	98.82

(注)為替予約取引は、わが国における対顧客先物相場の仲値で評価しています。

（２）【運用実績】

【純資産の推移】

2020年10月末および同日前1年以内における各月末の純資産の推移は次のとおりです。

期別	純資産総額（円）		1口当たり純資産額（円）	
	（分配落）	（分配付）	（分配落）	（分配付）
2020年 3月末	7,710,128,390	—	0.9816	—
4月末	9,280,189,296	—	1.0006	—
5月末	9,433,351,344	—	1.0183	—
6月末	9,451,808,558	—	1.0328	—
7月末	9,346,147,897	—	1.0372	—
8月末	9,260,574,640	—	1.0416	—
9月末	9,125,501,455	—	1.0404	—
10月末	8,821,756,571	—	1.0426	—

【分配の推移】

該当事項はありません。

【収益率の推移】

期	計算期間	収益率（％）
第1中間計算期間	2020年 3月31日～2020年 9月30日	4.0

(注)各計算期間の収益率は、計算期間末の基準価額（分配落ち）に当該計算期間の分配金を加算し、当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落ち。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じた数です。

2【設定及び解約の実績】

期	計算期間	設定口数（口）	解約口数（口）	発行済み口数（口）
第1中間計算期間	2020年 3月31日～2020年 9月30日	9,279,595,557	508,665,074	8,770,930,483

（注）第1中間計算期間の設定口数には当初申込期間中の設定口数を含みます。

3【ファンドの経理状況】

- (1) 当ファンドの中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号）並びに同規則第38条の3及び第57条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。
- なお、中間財務諸表に掲記される科目その他の事項の金額については、円単位で表示しております。
- (2) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第1期中間計算期間（2020年3月31日から2020年9月30日まで）の中間財務諸表について、P w C あらた有限責任監査法人による中間監査を受けております。

中間財務諸表

【H S B C グローバル・ターゲット利回り債券ファンド2020-03（限定追加型）】

（１）【中間貸借対照表】

（単位：円）

	第1期中間計算期間末 2020年 9月30日現在
資産の部	
流動資産	
預金	12,349,129
コール・ローン	64,670,475
特殊債券	139,106,263
社債券	8,954,955,503
派生商品評価勘定	2,089,275
未収入金	28,629,745
未収利息	80,599,128
前払費用	1,849,091
流動資産合計	9,284,248,609
資産合計	9,284,248,609
負債の部	
流動負債	
派生商品評価勘定	113,417,332
未払受託者報酬	1,523,733
未払委託者報酬	43,172,276
未払利息	177
その他未払費用	633,636
流動負債合計	158,747,154
負債合計	158,747,154
純資産の部	
元本等	
元本	8,770,930,483
剰余金	
中間剰余金又は中間欠損金（ ）	354,570,972
元本等合計	9,125,501,455
純資産合計	9,125,501,455
負債純資産合計	9,284,248,609

（２）【中間損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第1期中間計算期間 自 2020年 3月31日 至 2020年 9月30日
営業収益	
受取利息	188,007,637
有価証券売買等損益	582,263,464
為替差損益	345,267,504
その他収益	2,898,920
営業収益合計	427,902,517
営業費用	
支払利息	25,246
受託者報酬	1,523,733
委託者報酬	43,172,276
その他費用	1,210,505
営業費用合計	45,931,760
営業利益又は営業損失（ ）	381,970,757
経常利益又は経常損失（ ）	381,970,757
中間純利益又は中間純損失（ ）	381,970,757
一部解約に伴う中間純利益金額の分配額又は一部解約に伴う中間純損失金額の分配額（ ）	17,508,074
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	-
剰余金増加額又は欠損金減少額	574,990
中間一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	574,990
中間追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	-
剰余金減少額又は欠損金増加額	10,466,701
中間一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	-
中間追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	10,466,701
分配金	-
中間剰余金又は中間欠損金（ ）	354,570,972

（３）【中間注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	特殊債券及び社債券（以下「有価証券」という） 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（但し、売気配相場は使用しない）、又は価格情報会社の提示する価額に基づいて評価しております。
2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法	外国為替予約取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、中間計算期間末日において、わが国における対顧客先物相場の仲値を適用して計算しております。ただし、為替予約のうち対顧客先物相場が発表されていない通貨については、対顧客相場の仲値によって計算しております。
3. その他中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項	外貨建取引等の処理基準 「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）第60条及び第61条に基づいて処理しております。

（中間貸借対照表に関する注記）

第1期中間計算期間末 2020年 9月30日現在	
1. 受益権の総数	8,770,930,483口
2. 1単位当たりの純資産の額	
1口当たり純資産額	1.0404円
(10,000口当たり純資産額)	(10,404円)

（中間損益及び剰余金計算書に関する注記）

第1期中間計算期間（自 2020年3月31日 至 2020年9月30日）

該当事項はありません。

（金融商品に関する注記）

金融商品の時価等に関する事項

期別 項目	第1期中間計算期間末 2020年 9月30日現在
中間貸借対照表計上額、時価及びその差額	金融商品は時価または時価の近似値と考えられる帳簿価額で計上しているため、貸借対照表計上額と時価との間に重要な差額はありません。
時価の算定方法	有価証券 「（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」に記載しております。 派生商品評価勘定 デリバティブ取引については、「（デリバティブ取引に関する注記）」に記載しております。 金銭債権及び金銭債務 貸借対照表に計上している金銭債権及び金銭債務は、短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

（有価証券に関する注記）

該当事項はありません。

（デリバティブ取引に関する注記）

（通貨関連）

第1期中間計算期間末（2020年 9月30日現在）

（単位：円）

区分	種類	契約額等		時価	評価損益
			うち1年超		
市場取引以外の取引	為替予約取引				
	売建	9,136,149,229	9,136,149,229	9,247,477,286	111,328,057
	米ドル	9,136,149,229	9,136,149,229	9,247,477,286	111,328,057
合計		9,136,149,229	9,136,149,229	9,247,477,286	111,328,057

時価の算定方法

為替予約取引

（1）中間計算期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については以下のように評価しております。

同期間末日において為替予約の受渡日（以下「当該日」といいます）の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。

同期間末日において当該日の対顧客先物相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。

- ・同期間末日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、当該日に最も近い前後二つの対顧客先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。
- ・同期間末日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い日に発表されている対顧客先物相場の仲値を用いております。

（2）同期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については同期間末日の対顧客相場の仲値で評価しております。

上記取引でヘッジ会計が適用されているものではありません。

（その他の注記）

元本の移動

（単位：円）

第1期中間計算期間末 2020年 9月30日現在	
投資信託財産に係る元本の状況	
期首元本額	7,854,277,555円
期中追加設定元本額	1,425,318,002円
期中一部解約元本額	508,665,074円

4【委託会社等の概況】

(1)【資本金の額】

(本書提出日現在)

資本金	495百万円
発行可能株式総数	24,000株
発行済株式総数	2,100株

直近5ヶ年における資本金の額の増減

該当事項はありません。

(2)【事業の内容及び営業の状況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに、「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者（登録番号：関東財務局長（金商）第308号）として、その運用（投資運用業）を行っています。また、「金融商品取引法」に定める投資助言・代理業、第一種金融商品取引業および第二種金融商品取引業を行っています。

2020年10月末現在、委託会社が運用を行っている証券投資信託は以下のとおりです。

（親投資信託は、ファンド数および純資産総額の合計から除いています。）

基本的性格	ファンド数	純資産総額
追加型株式投資信託	46	1,122,983百万円
単位型株式投資信託	5	26,800百万円
合 計	51	1,149,784百万円

(3)【その他】

定款の変更

委託会社の定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。

訴訟事件その他の重要事項

委託会社およびファンドに重要な影響を与えた事実、または与えると予想される事実はありません。

5【委託会社等の経理状況】

(1) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）第2条に基づき、財務諸表等規則及び「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日内閣府令第52号）により作成しております。

(2) 当社の中間財務諸表は「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号、以下「中間財務諸表等規則」という）第38条及び第57条の規定に基づき、中間財務諸表等規則及び「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日 内閣府令第52号）により作成しております。

(3) 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第35期事業年度（自2019年1月1日 至 2019年12月31日）の財務諸表について、P w C あらた有限責任監査法人により監査を受けております。

また、当中間会計期間（自 2020年1月1日 至 2020年6月30日）の中間財務諸表については、P w C あらた有限責任監査法人により中間監査を受けております。

(4) 財務諸表及び中間財務諸表の記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

（１）【貸借対照表】

（単位：千円）

	前事業年度 (2018年12月31日)	当事業年度 (2019年12月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	3 1,494,358	1,772,474
前払費用	1,380	4,984
未収入金	22,780	26,245
未収委託者報酬	1,073,629	1,081,813
未収運用受託報酬	63,801	66,218
未収収益	441,121	217,970
繰延税金資産	130,526	-
流動資産合計	3,227,598	3,169,707
固定資産		
有形固定資産	1	
建物附属設備	-	1,526
器具備品	0	390
有形固定資産合計	0	1,917
無形固定資産		
商標権	216	-
無形固定資産合計	216	-
投資その他の資産		
敷金	40,152	40,152
繰延税金資産	16,339	167,864
投資その他の資産合計	56,492	208,016
固定資産合計	56,708	209,934
資産合計	3,284,307	3,379,641
負債の部		
流動負債		
預り金	465	265
未払金	3 494,203	483,427
未払費用	3 655,951	719,256
未払消費税等	16,734	23,902
未払法人税等	2 7,565	24,457
賞与引当金	313,298	299,021
流動負債合計	1,488,218	1,550,331
負債合計	1,488,218	1,550,331
純資産の部		
株主資本		
資本金	495,000	495,000
利益剰余金		
利益準備金	123,750	123,750
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	1,177,338	1,210,560
利益剰余金合計	1,301,088	1,334,310
株主資本合計	1,796,088	1,829,310
純資産合計	1,796,088	1,829,310
負債・純資産合計	3,284,307	3,379,641

（２）【損益計算書】

	前事業年度 (自2018年 1月 1日 至2018年12月31日)	当事業年度 (自2019年 1月 1日 至2019年12月31日)
営業収益		
委託者報酬	5,548,990	5,247,700
業務受託報酬	731,130	739,811
運用受託報酬	80,700	84,824
営業収益計	6,360,821	6,072,335
営業費用		
支払手数料	2,316,045	2,193,577
広告宣伝費	48,301	37,475
調査費		
調査費	41,212	41,526
委託調査費	1,102,124	1,146,084
調査費計	1,143,337	1,187,611
委託計算費	128,532	126,214
営業雑費		
通信費	6,185	5,931
印刷費	45,100	44,628
協会費	15,584	10,630
営業雑費計	66,870	61,190
営業費用計	3,703,088	3,606,069
一般管理費		
給料		
役員報酬	114,290	116,321
給料・手当	735,431	814,961
退職手当	-	14,940
賞与引当金繰入額	254,381	265,828
給料計	1,104,102	1,212,050
交際費	3,209	3,953
旅費交通費	30,046	24,559
租税公課	18,535	17,226
不動産賃借料	78,697	91,952
固定資産減価償却費	100	318
弁護士費用等	38,404	28,182
事務委託費	872,948	920,041
保険料	9,539	4,561
諸経費	82,207	74,976
一般管理費計	2,237,792	2,377,823
営業利益	419,940	88,442
営業外収益		
その他	-	4
営業外収益計	-	4
営業外費用		
為替差損	4,173	2,672
雑損失	3,982	222
営業外費用計	8,155	2,894
経常利益	411,784	85,553

税引前当期純利益	411,784	85,553
法人税、住民税及び事業税	113,379	73,329
法人税等調整額	36,814	20,998
当期純利益	261,590	33,221

（３）【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自2018年1月1日 至2018年12月31日）

（単位：千円）

	株主資本					純資産合計
	資本金	利益剰余金			株主資本 合 計	
		利益準備金	その他利益 剰余金	利益剰余金 合計		
			繰越利益 剰余金			
当期首残高	495,000	123,750	915,748	1,039,498	1,534,498	1,534,498
当期変動額						
剰余金の配当	-	-	-	-	-	-
当期純利益	-	-	261,590	261,590	261,590	261,590
当期変動額合計	-	-	261,590	261,590	261,590	261,590
当期末残高	495,000	123,750	1,177,338	1,301,088	1,796,088	1,796,088

当事業年度（自2019年1月1日 至2019年12月31日）

（単位：千円）

	株主資本					純資産合計
	資本金	利益剰余金			株主資本 合 計	
		利益準備金	その他利益 剰余金	利益剰余金 合計		
			繰越利益 剰余金			
当期首残高	495,000	123,750	1,177,338	1,301,088	1,796,088	1,796,088
当期変動額						
剰余金の配当	-	-	-	-	-	-
当期純利益	-	-	33,221	33,221	33,221	33,221
当期変動額合計	-	-	33,221	33,221	33,221	33,221
当期末残高	495,000	123,750	1,210,560	1,334,310	1,829,310	1,829,310

重要な会計方針

1 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産除く）

定額法により償却しております。なお、主な耐用年数は以下の通りです。

建物附属設備 5 ～ 15 年

器具備品 3 ～ 5 年

(2) 無形固定資産（リース資産除く）

定額法により償却しております。なお、主な耐用年数は以下の通りです。

商標権 10 年

2 引当金の計上基準

賞与引当金

役員及び従業員の賞与の支払に備えて、賞与支給見込額の当期負担額を計上しております。

3 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

4 その他財務諸表作成のための重要な事項

(1) 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は税抜方式によっております。

未適用の会計基準等

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 平成30年3月30日）

「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第30号 平成30年3月30日）

(1) 概要

収益認識に関する包括的な会計基準であります。収益は、次の5つのステップを適用し認識されます。

ステップ1：顧客との契約を識別する。

ステップ2：契約における履行義務を識別する。

ステップ3：取引価格を算定する。

ステップ4：契約における履行義務に取引価格を配分する。

ステップ5：履行義務を充足した時に又は充足するにつれて収益を認識する。

(2) 適用予定日

2022年1月1日より適用予定であります。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

当該会計基準等の適用による影響は、今後評価を行います。

表示方法の変更

『税効果会計に係る会計基準』の一部改正（企業会計基準第28号 2018年2月16日）を当事業年度から適用し、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示し、繰延税金負債は固定負債の区分に表示する方法に変更しました。

注記事項

（貸借対照表関係）

1 有形固定資産の減価償却累計額は次の通りです。

	前事業年度 (2018年12月31日)		当事業年度 (2019年12月31日)	
建物附属設備	38,761	千円	38,879	千円
器具備品	11,386		11,494	

2 未払法人税等の内訳

	前事業年度 (2018年12月31日)		当事業年度 (2019年12月31日)	
法人税	249	千円	12,326	千円
事業税	6,822		8,263	
地方法人特別税	21		1,469	
住民税	514		2,398	

3 関係会社に対する債権及び債務

各科目に含まれているものは、次の通りです。

	前事業年度 (2018年12月31日)		当事業年度 (2019年12月31日)	
預金	1,446,057	千円	1,753,195	千円
未払金	238		203	
未払費用	104,042		116,018	

（株主資本等変動計算書関係）

前事業年度（自 2018年1月1日 至 2018年12月31日）

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式（株）	2,100	-	-	2,100

当事業年度（自 2019年1月1日 至 2019年12月31日）

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式（株）	2,100	-	-	2,100

2. 自己株式に関する事項

両事業年度とも該当事項はありません。

3. 新株予約権等に関する事項

両事業年度とも該当事項はありません。

4. 配当に関する事項

両事業年度とも該当事項はありません。

（リース取引関係）

両事業年度とも該当事項はありません。

（金融商品関係）

1. 金融商品の状況に関する事項

（1）金融商品に関する取組方針

両事業年度とも、当社は、内部管理規程に基づき、資産の安全性及びカウンターパーティー・リスクを重視した運用を自己資金運用の基本方針としております。

（2）金融商品の内容及びそのリスク

両事業年度とも、営業債権のうち、自社が設定している投資信託から受領する未収委託者報酬は、信託銀行により分別管理されているため、一般債権とは異なり、信用リスクは限定的と判断しております。未収運用受託報酬は、運用受託先ごとに期日管理及び残高管理をしており、回収期日はすべて債権発生後1年以内となっております。海外のグループ会社に対する未収収益は、関係会社ごとに期日管理及び残高管理をしております。また、営業債務である未払金、未払費用は、債務発生後1年以内の支払期日となっております。

（3）金融商品に係るリスク管理体制

信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

両事業年度とも、営業債権である海外のグループ会社に対する未収収益は、担当部署が関係会社ごとに決済期日及び残高を定期的に管理し、回収懸念の早期把握を図っております。

市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

両事業年度とも、外貨建ての債権債務に関する為替の変動リスクに関しては、個別の案件ごとに毎月残高管理を行い、原則翌月中に決算が行われることにより、リスクは限定的であると判断しております。また、金利変動によるリスクは、借入金がないため僅少であると判断しております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次の通りです。

前事業年度（2018年12月31日）

（単位：千円）

	貸借対照表 計上額	時価	差額
（1）預金	1,494,358	1,494,358	-
（2）未収委託者報酬	1,073,629	1,073,629	-
（3）未収運用受託報酬	63,801	63,801	-
（4）未収収益	441,121	441,121	-
（5）未収入金	22,780	22,780	-

資産計	3,095,692	3,095,692	-
(1) 未払金	494,203	494,203	-
(2) 未払費用	655,951	655,951	-
負債計	1,150,155	1,150,155	-

当事業年度（2019年12月31日）

（単位：千円）

	貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 預金	1,772,474	1,772,474	-
(2) 未収委託者報酬	1,081,813	1,081,813	-
(3) 未収運用受託報酬	66,218	66,218	-
(4) 未収収益	217,970	217,970	-
(5) 未収入金	26,245	26,245	-
資産計	3,164,722	3,164,722	-
(1) 未払金	483,427	483,427	-
(2) 未払費用	719,256	719,256	-
負債計	1,202,684	1,202,684	-

注)金融商品の時価の算定方法に関する事項

資産項目 (1) 預金、(2) 未収委託者報酬、(3) 未収運用受託報酬、(4) 未収収益
(5) 未収入金

両事業年度とも、これらは全て短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

負債項目 (1) 未払金、(2) 未払費用

両事業年度とも、これらは全て短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

金銭債権の決算日後の償却予定額

前事業年度（2018年12月31日）

（単位：千円）

	1 年以内	1 年超
現金及び預金	1,494,358	-
未収委託者報酬	1,073,629	-
未収運用受託報酬	63,801	-
未収収益	441,121	-
未収入金	22,780	-
合計	3,095,692	-

当事業年度（2019年12月31日）

（単位：千円）

	1 年以内	1 年超
現金及び預金	1,772,474	-
未収委託者報酬	1,081,813	-
未収運用受託報酬	66,218	-
未収収益	217,970	-
未収入金	26,245	-
合計	3,164,722	-

(有価証券関係)

両事業年度とも、該当事項はありません。

（デリバティブ取引関係）

両事業年度とも、該当事項はありません。

（退職給付関係）

両事業年度とも、該当事項はありません。

（ストック・オプション等関係）

両事業年度とも、該当事項はありません。

（持分法損益等）

両事業年度とも、該当事項はありません。

（資産除去債務関係）

両事業年度とも、重要性がないため、記載を省略しております。

（セグメント情報等）

１．セグメント情報

両事業年度とも、当社は投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

２．関連情報

（１）サービスごとの情報

前事業年度（自 2018年1月1日 至 2018年12月31日）（単位：千円）

	委託者報酬	業務受託報酬	運用受託報酬	合計
外部顧客への売上高	5,548,990	731,130	80,700	6,360,821

当事業年度（自 2019年1月1日 至 2019年12月31日）（単位：千円）

	委託者報酬	業務受託報酬	運用受託報酬	合計
外部顧客への売上高	5,247,700	739,811	84,824	6,072,335

（２）地域ごとの情報

営業収益

前事業年度（自 2018年1月1日 至 2018年12月31日）（単位：千円）

日本	その他	合計
5,629,691	731,130	6,360,821

当事業年度（自 2019年1月1日 至 2019年12月31日）（単位：千円）

日本	その他	合計
5,332,524	739,811	6,072,335

有形固定資産

両事業年度とも、本邦の所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の全ての金額ですので地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

（３）主要な顧客ごとの情報

両事業年度とも、対象となる外部顧客への営業収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

なお、制度上顧客情報を知りえない、または顧客との守秘義務により開示できない営業収益については、判定対象から除いております。

３．報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

両事業年度とも、該当事項はありません。

4. 報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報
両事業年度とも、該当事項はありません。

5. 報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報
両事業年度とも、該当事項はありません。

（税効果会計関係）

1. 繰延税金資産の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (2018年12月31日)	当事業年度 (2019年12月31日)
繰延税金資産		
減価償却の償却超過額	16,339 千円	26,934 千円
未払費用否認	32,512 千円	46,388 千円
賞与引当金否認	95,931 千円	91,560 千円
未払事業税等	2,082 千円	2,980 千円
繰延税金資産の合計	146,865 千円	167,864 千円

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前事業年度 (2018年12月31日)	当事業年度 (2019年12月31日)
法定実効税率	30.8 %	30.6 %
（調整）		
評価性引当額	- %	- %
住民税均等割	0.2 %	1.1 %
役員賞与等永久に損金に算入されない項目	5.2 %	29.5 %
事業税段階税率端数調整	0.0 %	0.0 %
税率変更による期末繰延税金資産の減額修正	0.2 %	- %
税効果会計適用後の法人税等の負担率	36.4 %	61.2 %

（関連当事者との取引）

1 関連当事者との取引

（ア）財務諸表提出会社の親会社及び主要株主等

前事業年度（自 2018年1月1日 至 2018年12月31日）

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は 出資金	事業の 内容又は 職業	議決権行 使等の被 所有者割 合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
親会社	The Hongkong and Shanghai Banking Corporation, Limited *3	香港	116,102百万 香港ドル	銀行業	直接 100%	資金の預金・ 販売委託契約・ 事務委託・ 役員の兼任	*1 資金の預入		預 金	1,446,057
							*2 事務委託等	670,607	未払費用	104,042

当事業年度（自 2019年1月1日 至 2019年12月31日）

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は 出資金	事業の 内容又は 職業	議決権行 使等の被 所有者割 合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
親会社	The Hongkong and Shanghai Banking Corporation, Limited *3	香港	116,102百万 香港ドル	銀行業	直接 100%	資金の預金・ 事務委託・ 役員の兼任	*1 資金の預入		預 金	1,753,195
							*2 事務委託等	738,618	未払費用	116,018

上記金額のうち、人件費など一部の取引金額には消費税が含まれておりませんが、その他の取引金額及び期末残高には消費税が含まれております。

日常業務に関わる資金の出入りであるため、取引金額の記載を行っておりません。

取引条件及び取引条件の決定方針

- *1 全額当座預金であり、無利息となっております。
- *2 当該会社とのコスト・アロケーション・ポリシーに基づき、予め定められた料率並びに計算方法で計算された金額を支払っております。
- *3 当該会社との取引は、The Hongkong and Shanghai Banking Corporation, Limitedの東京支店に対するものです。

（イ）財務諸表提出会社と同一の親会社を持つ会社等及び財務諸表提出会社のその他の関係会社の子会社等 前事業年度（自 2018年1月1日 至 2018年12月31日）

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権行使等の被所有者割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
同一の親会社を持つ会社	HSBC Global Asset Management Ltd	英国 ロンドン	166,275千ポンド	投資運用業	なし	事務委託等	*2 事務委託	120,525	未払費用	31,783
同一の親会社を持つ会社	HSBC Global Asset Management (HK) Ltd	香港	240,000千香港ドル	投資運用業	なし	事務委託・投資運用契約・業務委託契約・役員の兼任	*5 業務受託報酬	247,250	未収収益	178,536
							*1 支払投資運用報酬	494,064	未払費用	289,528
							*2 事務委託	62,284		
同一の親会社を持つ会社	HSBC Global Asset Management (FRANCE)	フランス パリ	8,050千ユーロ	投資運用業	なし	投資運用契約・業務委託契約	*5 業務受託報酬	427,688	未収収益	213,332
同一の親会社を持つ会社	HSBC Global Asset Management (UK) Ltd	英国 ロンドン	178,103千ポンド	投資運用業	なし	投資運用契約	*1 支払投資運用報酬	511,762	未払費用	184,373
同一の親会社を持つ会社	HSBC Services Japan Limited *3	バハマ	5千米ドル	サービス業	なし	事務委託等	人件費・事務所賃借料等	1,056,120		
同一の親会社を持つ会社	HSBC Securities (Japan) Limited *4	英国 ロンドン	102,346千ポンド	証券業	なし	販売委託契約・事務委託・役員の兼任	*2 事務委託等	12,320		
同一の親会社を持つ会社	HSBC Global Asset Management (USA) Inc.	米国 ニューヨーク	1,002米ドル	投資運用業	なし	投資運用契約	*1 支払投資運用報酬	82,785	未払費用	19,909
同一の親会社を持つ会社	HSBC Investment Funds (Hong Kong) Limited	香港	21,000千香港ドル	投資運用業	なし	業務委託契約	*5 業務受託報酬	26,363	未収収益	22,704
同一の親会社を持つ会社	HSBC Global Asset Management (Deutschland) GmbH	ドイツ デュッセルドルフ	2,600千ユーロ	投資運用業	なし	投資運用契約・業務委託契約	*5 業務受託報酬	29,014	未収収益	23,005

当事業年度（自 2019年1月1日 至 2019年12月31日）

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権行使等の被所有者割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
----	--------	-----	----------	-----------	---------------	-----------	-------	----------	----	----------

同一の親会社を持つ会社	HSBC Global Asset Management Limited	英国 ロンドン	166,275千ポンド	投資運用業	なし	事務委託等	*2 事務委託	113,838	未払費用	88,641
同一の親会社を持つ会社	HSBC Global Asset Management (Hong Kong) Limited	香港	240,000千香港ドル	投資運用業	なし	事務委託・投資運用契約・業務委託契約・役員の兼任	*5 業務受託報酬	176,187	未収収益	88,348
							*1 支払投資運用報酬	461,446	未払費用	251,360
							*2 事務委託	60,369		
同一の親会社を持つ会社	HSBC Global Asset Management (FRANCE)	フランス パリ	8,050千ユーロ	投資運用業	なし	業務委託契約	*5 業務受託報酬	401,481	未収収益	106,738
同一の親会社を持つ会社	HSBC Global Asset Management (UK) Ltd	英国 ロンドン	178,103千ポンド	投資運用業	なし	投資運用契約	*1 支払投資運用報酬	543,998	未払費用	188,305
同一の親会社を持つ会社	HSBC Services Japan Limited *3	バハマ	5千米ドル	サービス業	なし	事務委託等	人件費・事務所賃借料等	1,136,115	未払費用	12,992
同一の親会社を持つ会社	HSBC Global Asset Management (USA) Inc.	米国 ニューヨーク	1,002米ドル	投資運用業	なし	投資運用契約	*1 支払投資運用報酬	64,555	未払費用	11,077
同一の親会社を持つ会社	HSBC Global Asset Management (Deutschland) GmbH	ドイツ デュッセルドルフ	2,600千ユーロ	投資運用業	なし	投資運用契約・業務委託契約	*5 業務受託報酬	30,431		
							*1 支払投資運用報酬	18,120		

上記金額のうち、一部の取引金額及び期末残高には消費税が含まれております。

取引条件及び取引条件の決定方針

*1 当該会社との投資運用契約に基づき、予め定められた料率で計算された金額を支払っております。

*2 当該会社とのパフォーマンス・レベル・アグリーメントに基づき、予め定められた料率並びに計算方法で計算された金額を支払っております。

*3 当該会社との取引は、HSBC Services Japan Limitedの東京支店に対するものです。

*4 当該会社との取引は、HSBC Securities (Japan) Limited の東京支店に対するものです。

*5 当該会社とのパフォーマンス・レベル・アグリーメントに基づき、予め定められた料率並びに計算方法で計算された金額を受け取っております。

2 親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社情報

The Hongkong and Shanghai Banking Corporation, Limited (非上場)

(1株当たり情報)

	前事業年度 (自2018年 1月 1日 至2018年12月31日)	当事業年度 (自2019年 1月 1日 至2019年12月31日)
1株当たり純資産額	855,280.31円	871,100.23円
1株当たり当期純利益	124,566.69円	15,819.92円
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。		

(注) 1株当たり当期純利益の算定上の基礎は、以下の通りです。

	前事業年度 (自2018年1月 1日 至2018年12月31日)	当事業年度 (自2019年1月 1日 至2019年12月31日)
当期純利益(千円)	261,590	33,221
普通株主に帰属しない金額(千円)	-	-
普通株式に係る当期純利益(千円)	261,590	33,221
普通株式の期中平均株式数(株)	2,100	2,100

（重要な後発事象）

該当事項はありません。

中間財務諸表

(1) 中間貸借対照表

(単位：千円)

	当中間会計期間末 (2020年 6月30日)
資産の部	
流動資産	
預金	1,553,302
前払費用	2,821
未収入金	24,954
未収委託者報酬	882,713
未収運用受託報酬	24,285
未収収益	261,771
流動資産合計	2,749,849
固定資産	
有形固定資産	*1
建物付属設備	1,471
器具備品	340
有形固定資産合計	1,812
投資その他の資産	
敷金	40,152
繰延税金資産	158,732
投資その他の資産合計	198,884
固定資産合計	200,697
資産合計	2,950,546
負債の部	
流動負債	
預り金	819
未払金	384,825
未払費用	636,763
未払消費税等	9,766
未払法人税等	6,592
賞与引当金	126,747
流動負債合計	1,165,515
負債合計	1,165,515
純資産の部	
株主資本	
資本金	495,000
利益剰余金	
利益準備金	123,750
その他利益剰余金	
繰越利益剰余金	1,166,280
利益剰余金合計	1,290,030
株主資本合計	1,785,030
純資産合計	1,785,030
負債・純資産合計	2,950,546

(2)中間損益計算書

（単位：千円）

	当中間会計期間 (自 2020年 1月 1日 至 2020年 6月30日)
営業収益	
委託者報酬	2,254,049
業務受託報酬	355,410
運用受託報酬	44,981
営業収益計	2,654,441
営業費用	
支払手数料	933,419
広告宣伝費	12,521
調査費	
調査費	21,298
委託調査費	501,072
調査費計	522,371
委託計算費	61,197
営業雑費	
通信費	3,053
印刷費	17,439
協会費	5,069
営業雑費計	25,562
営業費用計	1,555,071
一般管理費	
給料	
役員報酬	55,481
給料・手当	410,026
賞与引当金繰入額	86,073
給料計	551,581
交際費	548
旅費交通費	5,376
租税公課	8,417
不動産賃借料	47,829
固定資産減価償却費	104
弁護士費用等	12,080
事務委託費	485,646
保険料	2,372
諸経費	26,128
一般管理費計	1,140,087
営業損失（ ）	40,717
営業外収益	
為替差益	6,044
営業外収益計	6,044
経常損失（ ）	34,672
税引前中間純損失（ ）	34,672
法人税、住民税及び事業税	475
法人税等調整額	9,131
中間純損失（ ）	44,279

(3)中間株主資本等変動計算書

当中間会計期間（自 2020年1月1日 至 2020年6月30日）

（単位：千円）

	株主資本					純資産合計
	資本金	利益剰余金			株主資本 合 計	
		利益準備金	その他 利益剰余金	利益剰余金 合計		
			繰越利益 剰余金			
当期首残高	495,000	123,750	1,210,560	1,334,310	1,829,310	1,829,310
当中間期変動額						
中間純損失（ ）	-	-	44,279	44,279	44,279	44,279
当中間期変動額合計	-	-	44,279	44,279	44,279	44,279
当中間期末残高	495,000	123,750	1,166,280	1,290,030	1,785,030	1,785,030

重要な会計方針

1 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産除く）

定額法により償却しております。なお、主な耐用年数は以下の通りです。

建物付属設備 5 ～ 15 年

器具備品 3 ～ 5 年

(2) 無形固定資産（リース資産除く）

定額法により償却しております。なお、主な耐用年数は以下の通りです。

商標権 10 年

2 引当金の計上基準

賞与引当金

役員及び従業員の賞与の支払に備えて、賞与支給見込額の当中間会計期間負担額を計上しております。

3 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、中間決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

4 その他財務諸表作成のための重要な事項

消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は税抜方式によっております。

注記事項

（中間貸借対照表関係）

当中間会計期間末（2020年 6月30日現在）	
1 有形固定資産の減価償却累計額は以下の通りです。	
建物附属設備	38,934千円
器具備品	10,675千円

（中間株主資本等変動計算書関係）

当中間会計期間（自 2020年1月1日 至 2020年6月30日）

1 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度 期首	増 加	減 少	当中間会計 期間末
普通株式	2,100	-	-	2,100

2 自己株式に関する事項

該当事項はありません。

3 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4 配当に関する事項

該当事項はありません。

（リース取引関係）

該当事項はありません。

（金融商品関係）

金融商品の時価等に関する事項

2020年6月30日における中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

（単位：千円）

	中間貸借対照表 計上額	時価	差額
（１）預金	1,553,302	1,553,302	-
（２）未収委託者報酬	882,713	882,713	-
（３）未収運用受託報酬	24,285	24,285	-
（４）未収収益	261,771	261,771	-
（５）未収入金	24,954	24,954	-
資産計	2,747,027	2,747,027	-
（１）未払金	384,825	384,825	-
（２）未払費用	636,763	636,763	-
負債計	1,021,589	1,021,589	-

注）金融商品の時価の算定方法に関する事項

資産項目（１）預金、（２）未収委託者報酬、（３）未収運用受託報酬、（４）未収収益、（５）未収入金

これらは全て短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

負債項目（１）未払金、（２）未払費用

これらは全て短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

（有価証券関係）

該当事項はありません。

（デリバティブ取引関係）

該当事項はありません。

（退職給付関係）

該当事項はありません。

（ストック・オプション等関係）

該当事項はありません。

（持分法損益等）

該当事項はありません。

（資産除去債務関係）

重要性がないため、記載を省略しております。

（セグメント情報等）

当中間会計期間（自 2020年 1月 1日 至 2020年 6月30日）

1. セグメント情報

当社は投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

2. 関連情報

(1) サービスごとの情報

外部顧客への売上高

(単位：千円)

委託者報酬	業務受託報酬	運用受託報酬	合計
2,254,049	355,410	44,981	2,654,441

(2) 地域ごとの情報

営業収益

(単位：千円)

日本	その他	合計
2,299,030	355,410	2,654,441

有形固定資産

本邦の所在している有形固定資産の金額が中間貸借対照表の有形固定資産の全ての金額ですので地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

(3) 主要な顧客ごとの情報

対象となる外部顧客への営業収益のうち、中間損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

なお、制度上顧客情報を知りえない、または顧客との守秘義務契約により開示できない営業収益については、判定対象から除いております。

(一株当たり情報)

当中間会計期間 (自 2020年 1月 1日 至 2020年 6月30日)	
1株当たり純資産額	850,014.65円
1株当たり中間純損失金額()	21,085.57円

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり中間純損失金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2. 1株当たり中間純損失金額の算定上の基礎は、以下のとおりです。

	当中間会計期間 (自 2020年 1月 1日 至 2020年 6月30日)
中間純損失()(千円)	44,279
普通株式に係る中間純損失()(千円)	44,279
普通株主に帰属しない金額(千円)	-
普通株式の期中平均株式数(株)	2,100

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

2020年2月28日

H S B C 投信株式会社
取締役会御中

P w C あらた有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 大 畑 茂
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているH S B C 投信株式会社の2019年1月1日から2019年12月31日までの第35期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、H S B C 投信株式会社の2019年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注） 1．上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2．XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独 立 監 査 人 の 中 間 監 査 報 告 書

2020年 8 月28日

H S B C 投信株式会社
取締役会 御 中

P w C あらた有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 大 畑 茂
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているH S B C 投信株式会社の2020年 1 月 1 日から2020年12月31日までの第36期事業年度の中間会計期間（2020年 1 月 1 日から2020年 6 月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間監査意見

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、H S B C 投信株式会社の2020年 6 月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（2020年 1 月 1 日から2020年 6 月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注）1．上記は中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2．XBRLデータは中間監査の対象には含まれていません。

独 立 監 査 人 の 中 間 監 査 報 告 書

2020年11月11日

H S B C 投信株式会社

取締役会 御 中

P w C あらた有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員

業務執行社員

公認会計士 大畑 茂

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているH S B C グローバル・ターゲット利回り債券ファンド2020-03（限定追加型）の2020年3月31日から2020年9月30日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、H S B C グローバル・ターゲット利回り債券ファンド2020-03（限定追加型）の2020年9月30日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間（2020年3月31日から2020年9月30日まで）の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、H S B C 投信株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- ・ 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務

諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

H S B C 投信株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注）１．上記は中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

２．XBRLデータは中間監査の対象には含まれていません。